



平成 26 年 4 月 24 日

総務大臣

新藤 義孝 様

一般社団法人 公立大学協会

会長 木苗 直秀

(静岡県立大学長)



公立大学に関する地方交付税措置についての要望

公立大学は、「地域の知の拠点」として、我が国の高等教育の重要な一翼を担っています。平成 26 年度には新たに 3 大学を加えた 86 校が、国際的に活躍できる人材育成を行うとともに、地域の要請に応じた教育研究活動を推進しています。

さて、平成 25 年度の公立大学に関する地方交付税措置において、地方公務員の給与減額措置を受けて、基準財政需要額の積算単価の基礎となる単位費用が▲7.4%と大きく減額されました。ただし、地方公務員の給与減額措置は平成 25 年度限りであることから、単位費用の減額措置も平成 26 年度には解除されるべきものであり、本協会からは確実な時限解除を要望したところです。

しかしながら、平成 26 年 2 月 7 日付で国会に提出された地方交付税法等の一部を改正する法律案では、単位費用は 220,000 円とさらに▲1.8%の減額となっております。地方交付税措置の後退は日常の教育研究に必要となる基盤的な財政措置、すなわち公立大学運営に大きな打撃を与えるものです。また、意欲と能力のある学生が安心して修学できる環境を構築するための授業料等減免措置の実施にも困難を来します。

これらの事情をご理解いただき、公立大学に関する地方交付税措置の確実な実施について以下の通り要望致しますので、ご高配賜りますよう、よろしくお願ひ致します。

【要望事項】

○ 平成 26 年度における、公立大学の学部区分毎に定められる分野別種別補正係数を昨年より加算※することで、各分野の教育研究の必要性を踏まえた確実な地方交付税措置を行うこと。

※ 給与減額措置を実質的に解除して平成 24 年度水準とするには分野別種別補正係数それぞれについて 10% の加算が必要。

(参考資料) 公立大学に対する地方交付税措置の状況(平成 20 年度～)

1 公立大学の学生一人あたりの単位費用 単位千円

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
単位費用	245	227	248	243	242	224	220
対前年比	-4.3%	-7.3%	9.3%	-2.0%	-0.4%	-7.4%	-1.8%

2 公立大学の分野別種別補正係数(都道府県)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
大 学	医	16.78	17.60	16.50	16.70	16.64	17.59
	歯	10.03	10.16	9.64	9.77	9.75	10.28
	理 科 系	6.98	7.44	7.44	7.54	7.57	8.01
	保 健 系	6.98	7.44	7.44	7.54	7.57	9.01
	社 会 科 学 系	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	人 文 科 学 系	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	2.03
	家 政 ・ 芸 術 系	3.07	3.18	3.03	3.06	3.06	3.19

3 分野別の公立大学の学生一人あたりの単位費用(種別補正係数適用後)都道府県 単位千円

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
大 学	医	4,110	3,996	4,092	4,057	4,028	3,940
	歯	2,458	2,306	2,391	2,374	2,359	2,303
	理 科 系	1,709	1,688	1,844	1,832	1,832	1,794
	保 健 系	1,709	1,688	1,844	1,832	1,832	2,018
	社 会 科 学 系	245	227	248	243	242	224
	人 文 科 学 系	245	227	248	243	242	455
	家 政 ・ 芸 術 系	753	722	752	744	740	715

注) 補正係数等については都道府県分のみ示したが、平成 25 年度は都道府県と市町村の別はない。

区分の設定は、年度により異なるが平成 25 年度の区分を基準に従って読み替えて示した。

平成 26 年度の単位費用は、法案に従って仮置したもの。

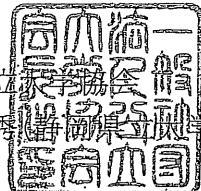
写

平成 25 年 8 月 6 日

総務大臣

新藤 義孝 様

一般社団法人 公立大学協会
会長 木苗 直秀(静岡県立大学学長)



公立大学に関する地方交付税措置についての要望

公立大学は、「地域の知の拠点」として、我が国の高等教育の重要な一翼を担つており、83 校が地域の要請に応じた教育研究活動を推進しています。

さて、平成 25 年度の地方交付税措置において、公立大学経常費の算定における新たな種別補正が設けられたことについては、より実態に沿った取扱いに近づいたものと受け止めております。その一方で、国家公務員に続く地方公務員の給与減額措置を受けて、単位費用そのものは平成 25 年度の時限措置とはいえ、▲7.4%と大きく減額されました。本来、当該単位費用は人件費のみならず、日常の教育研究に必要となる基盤的な物件費を含めたものであるため、今回の減額措置は公立大学の運営に大きな打撃を与えるものです。

また、近年の経済状況を背景に、我が国の家庭の世帯収入が減少する一方で、相対的に大学の授業料は上昇しており、中所得層においても教育に係る費用が負担となっています。意欲と能力のある学生が安心して修学できる環境を構築するため、授業料等減免措置を拡充する必要があります。

これらの事情についてご理解いただき、地方財政措置について、以下のとおり要望いたしますので、ご高配のほどよろしくお願ひ致します。

【要望事項】

- 地方公務員の給与減額措置は平成 25 年度限りの時限つきであり、平成 26 年度以降における単位費用の削減措置について確実な時限解除を行うこと。
- 近年、大学教育の質的転換や地域貢献機能の強化など社会の変革のエンジンとなる大学づくりが求められており、公立大学がその機能を十分に発揮できるよう、公立大学の学生 1 人当たりの単位費用及び種別補正係数を実情に即して増額すること。
- 東日本大震災により就学困難となった公立大学生への授業料等減免に対する特別交付税措置を引き続き確実に実施するとともに、特定被災地方公共団体以外の大学においても被災学生への授業料等減免が後退することがないように、交付税措置を拡充すること。